

## AED短期レンタル利用規約

### 第1条 (総則)

借主(以下「甲」という。)と、貸主、株式会社ヤガミ(以下「乙」という。)との間の、自動体外式除細動器(AED)の短期レンタル契約(以下「本契約」という。)について、甲乙間に特別の取り決めがない限り、本AED短期レンタル利用規約の規定を適用します。なお、甲は、反社会勢力でないことを前提としており、該当した場合には、その時点で乙はレンタル契約を無条件で解約でき、レンタル料については日割計算を以て返金する。

### 第2条 (レンタル物件)

乙は、AED短期レンタル申込フォーム(以下「申込書」という。)に記載するAED(以下「物品」という。)を賃貸し、甲はこれを賃借する。

### 第3条 (レンタル期間)

レンタル期間は申込書に記載された期間とする。このレンタル期間は貸出前に取り決め、レンタル期間中での変更は原則できないものとする。ただし、甲の期間延長の申し出を乙が了承した場合はこの限りではない。期間延長料金については、別紙料金体系により算出されたレンタル料とする。

### 第4条 (レンタル料金)

(1) 甲は乙が定める別紙料金体系により算出されたレンタル料(物品の引き渡しに係る運送諸費用含む)を乙に支払う。

(2) 支払いは、物品発送前の事前払いとする。甲は乙の指定する銀行口座にレンタル開始日の2営業日前までにレンタル料を振込むものとする。なお、振込手数料等は甲の負担とする。

### 第5条 (キャンセル料金)

申込後に、甲が乙の責によらない事由により本契約を取り消す場合は、発送日の3日前迄に乙にその旨を連絡する。それ以後の連絡は2日前がレンタル料の30%、前日が50%、発送後は70%のキャンセル料が発生するものとする。さらに、乙の物品保管場所から、甲が指定した使用場所への物品の搬出後に取り消しがあった場合は、実費運送費を追加で支払うものとする。

### 第6条 (物品の引き渡し)

(1) 乙は甲に対し、物品を甲が指定する場所において、レンタル開始日に引き渡し、甲は物品をレンタル期間終了後、速やかに乙に返却する。返却に要する運送等の諸費用は甲の負担とする。なお、北海道、沖縄及び離島への引き渡し発送に関する費用は甲の負担とする。申込内容を確認の上、乙は運送等の諸費用を甲に提示する。

(2) 乙は、甲が第4条のレンタル料を支払わず、乙においてその振込を確認できない間は、物品の引き渡しを行わないことが出来る。甲が第4条のレンタル料の支払いを行わない場合又は延滞した場合は、乙は、レンタル開始日に物品の引き渡しが完了しないことによる一切の責任を負わないものとする。

(3) 甲は物品の送達を確認したときは、直ちに物品受領書を乙にFAX又はメールにて連絡する。

(4) 甲が乙に対して物品の引き渡しを受けた後、3日以内に物品の性能の欠陥につき書面による通知をしなかった場合は、物品は通常の性能を整えた状態で甲に引き渡されたものとする。

#### 第7条 (損害延滞金)

レンタル物品の返却が甲の事由により乙に許可なく遅延する場合は1台当たり1日10,000円(消費税別途)の延滞金を甲は乙に支払うものとする。

#### 第8条 (担保責任)

乙は甲に対して、引き渡し時において物品が正常な性能を整えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しない。

#### 第9条 (消耗品の購入)

成人用パッドバックおよびレスキューセットについては、甲が119番通報しかつ、物品を救命活動に使用した場合は、乙が費用を負担し、救命活動以外に使用したときは甲は別途、実費相当額を支払うものとする。

#### 第10条 (物件の使用管理義務)

(1) 甲は物品を善良な管理者の注意をもって使用・保管する(環境温度0℃~50℃)。甲は物品をその本来の使用目的以外には使用しない。

(2) 甲は、物品が常に良好な使用状態を保つよう、甲の責任と負担で保守・管理を行う。

(3) 甲による正常な使用・管理において発生した故障等の修理・点検に要する費用は乙の負担とし、甲の取扱上の誤り等、甲の責めに帰すべき事由により生じた故障等の修理・点検に要する費用は甲の負担とする。

(4) 乙は、いつでも物品をその使用場所で点検できる。

(5) 物品自体およびその設置、保管、使用によって第三者が損害を被った場合には甲がこれを賠償するものとする。

#### 第11条 (物件の契約不適合責任等)

甲は、次の第1項、または物件の引渡し後は第2項もしくは第3項に関し、乙に対し異議苦情の申立および損害賠償請求等いかなる請求もできない。

(1) 災害、その他の不可抗力ならびに運送業者の都合、その他専ら乙の責に帰し得ない事由による物品の引渡しの遅延または引渡し不能。

(2) 物品の仕様、構造、品質、物件に関するソフトウェア等その他一切の瑕疵およびその他物件に関する一切の事項。

(3) 物品の選択、決定に際しての甲の錯誤。

#### 第12条 (物品の滅失等)

(1) 物品が災害、その他不可抗力の場合を含め、滅失、毀損損傷、修復不能となった場合は、甲は乙にその旨を通知し、乙がその事情を認めた日に、紛失、盗難の場合は、甲が警察に届け出た日を以て、この契約は終了する。

(2) 前項によりこの契約が終了した場合は、甲はその原因の如何を問わず、乙の請求により修理費用又は修理不能の場合は代替物品の購入代価相当額を直ちに乙に支払うものとする。

### 第13条（物品の所有権侵害等の禁止）

（1） 甲は、乙が物品に乙の所有権を表示する旨を要求した場合は、直ちに乙の指示に従い、これを表示する。

（2） 甲は物件について次の行為及び乙の所有権を侵害する行為を行ってはならない。

1. 甲は乙の書面による承諾を得ないで物品の譲渡、売却、転貸および改造を行うこと。
2. 物品を分解、修理、調整したり、貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去したり毀損すること。
3. 日本国外に持ち出すこと。
4. 質権設定、担保等に供すること。
5. 第三者に占有名義を移転すること。

### 第14条（契約解除）

乙は、甲が次のいずれかに該当したときは催告を行わないで通知のみで本契約を解除できる。

1. レンタルの料金（遅滞金及び延長料金含む）等の支払いを怠ったとき。
2. 物品の返却を怠ったとき。
3. 小切手または手形の不渡りを出したとき。
4. 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または整理、和議、破産、会社更生などの申立があったとき。
5. 営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
6. 経営が相当悪化、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
7. 物件について必要な保存行為をしないとき。
8. 本利用規約または乙と締結したその他の契約条項の一にも違反し、乙が7日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、期間内に甲がこれに応じないとき。

### 第15条（契約終了または解除に伴う現状回復等）

本契約が終了又は解除された場合、甲は本利用規約の定めに従い直ちに物品を原状に回復した上で、乙の指定する場所に持参もしくは送付して乙に返還する。原状回復及び返還にかかる費用は甲の負担とする。

### 第16条（乙の権利）

（1） 乙は、本契約による権利を守り、回復するため、または第三者より異議、苦情の申立を受け必要な措置をとった場合は、物品搬出費用、弁護士費用等一切の費用を甲に請求できる。

（2） 乙は物品に関する公租公課に変動があった場合は、レンタル料を変更することができる。

（3） 乙または乙の指定した者が、物品の点検、調査またはこれらに関する報告を求めた場合、甲はいつでもこれに応じるものとする。

### 第17条（立ち入り権および機密保持）

（1） 乙は設置・保守等により甲の指定する設置場所に、甲の了解を得て、自由に立ち入ることができるものとする。

（2） 乙は前項の立ち入りにあたり知り得た甲の業務上の機密は、これを第三者に漏洩しないも

のとする。

(3) 甲は、乙が供給する製品の性能・特性・機能等を同業他社等へは、漏洩しないものとする。

(4) 乙は個人情報保護ガイドライン（経済産業省）に基づき、個人情報の取扱には十分注意するものとする。

#### 第18条（連帯保証人）

乙が必要と定めた場合は、甲に対し連帯保証人の追加を求めることができるものとし、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人を設定するものとする。

#### 第19条（公正証書）

甲は、本契約に基づく金銭債務の履行を怠った場合は、強制執行を受けても異議がないことを承諾の上、乙から請求があり次第、甲の負担でこの契約を公正証書とすることとします。

#### 第20条（合意管轄）

甲乙は本契約に関する紛争解決については乙の所在地の管轄裁判所と致します。また、本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議し、円満解決を図るものとします。

#### 【別紙料金体系】

レンタル期間	レンタル料金（消費税等別途）
1日～3日	14,000円
4日～7日	17,000円
8日～14日	22,000円
15日～1ヶ月	35,000円
2ヶ月	54,000円
3ヶ月	56,000円
4ヶ月	69,000円
5ヶ月	84,000円
6ヶ月	100,000円
7ヶ月～1年	149,800円
延滞	10,000/日